

延寿埋立処分場 太陽光発電設備導入等事業（PPA事業）  
質問回答書

【基本事項（国交付金・スケジュール）に関わるもの】

No.	質問	回答
1	市補助金（事業費の2/3）の交付時期（着工時、完工時、分割等）を教えてください。	市補助金交付までの流れは以下を想定しています。 ・令和7年11月頃：協定締結 複数年事業申請・承認 ・令和8年4月：交付申請・交付決定 ・令和9年2月頃：実績完了報告 ・令和9年3月末まで：補助金交付
2	国交付金の申請スケジュールと事業者の協力内容について詳細を教えてください。	国交付金の申請は市が行うこととし、スケジュールは以下の通り想定しています。 ・令和7年11月頃 交付金額の精査 ・令和8年4月 交付申請 事業者には令和7年10月頃に、事業費の見積書等を提出していただきます。
3	電力会社へ接続検討申込の結果、電力会社の所要工事がR9年2月以降となった場合、工事完了時期についてはご協議とさせていただきますよろしいでしょうか。	仕様書（案）3（3）に記載の通り、令和9年2月26日（金）までに設置工事を完了し、電力を供給できる状態にできるよう、電力会社との協議を進めてください。 なお、工期の延長について本市と協議することは可能ですが、本事業においては、国の交付金を活用することを前提としているため、遅延等の場合には、国との再協議が必要となります。
4	補給電力に係る小売電力契約の開始時期（令和8年10月）から再エネ電力への切り替え時期（令和9年4月まで）の期間は、再エネ電力供給開始までの猶予期間という理解で間違いありませんか。	ご認識の通りです。
5	補助対象経費の範囲（設計費、系統連系費、測量費等）について詳細を教えてください。	補助対象経費の範囲については、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別紙1・脱炭素先行地域づくり事業）をご参照ください。例えば、土地造成費は交付対象外となります。
6	補助金返還条件（事業中止、性能未達等）について具体的な条件を教えてください。	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に基づく法定耐用年数未達での事業の中止については、設置からの経過年数に応じた補助金の返還が必要となる場合があります。性能未達の場合には、計画通りの性能を満たすよう、事業者にて適切にご対応ください。
7	C02削減量の算定方法と報告様式について貴市の指定はありますか。	C02削減量の算定について、排出係数は、募集要項に記載の通り、0.438kg-C02/kWhを使用してください。なお、現時点では、報告様式は定めていません。
8	年1回の定期モニタリングの具体的な実施時期と内容を教えてください。	定期モニタリングは年度初めに前年度分を報告いただくことを想定していますが、具体的な実施時期・内容については事業実施予定者選定後の協議とさせていただきます。報告内容は仕様書（案）に記載の通り、発電量、供給量、C02削減量、定期点検の結果などを想定しております。



【企画提案等に関わるもの】

No.	質問	回答
27	募集要項P6(キ) 設備導入前後の電気料金比較について、試算方法をご教授下さい。	<p>試算方法の基本的な考え方は以下の通りです。</p> <p>①オフサイトPPA事業実施前の年間電気料金          提供した「南蒲生浄化センターにおける令和5年10月から令和6年9月の電力使用量(30分値)」及び「南蒲生浄化センターにおける令和6年10月から令和7年9月の系統電力契約の料金単価(※)」をもとに算出してください。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料費等調整単価・基本料金単価は考慮しないでください。</li> <li>・再エネ賦課金は令和7年5月適用の3.98円/kWh(税込)を固定使用してください。</li> <li>・稼働予定のオンサイトPPAによる発電量等は考慮しないでください。</li> </ul> <p>②オフサイトPPA事業実施後の年間電気料金          以下の式にて算出してください。          オフサイトPPA事業実施後の年間電気料金 = (A) オフサイトPPA事業による年間サービス利用料金 + (B) 補給電力による年間電気料金</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(A) オフサイトPPA事業による年間電気料金について              企画提案書に記載のオフサイトPPA事業の年間発電電力量及びPPA単価を基に算出。</li> <li>・(B) 補給電力による年間電気料金              提供した「南蒲生浄化センターにおける令和5年10月から令和6年9月の電力使用量(30分値)」及び「南蒲生浄化センターにおける令和6年10月から令和7年9月の系統電力契約の料金単価(※)」をもとに試算。</li> <li>・その他留意点は「①オフサイトPPA事業実施前の年間電気料金」の試算方法と同様です。</li> </ul> <p>※オフサイトPPA実施による影響額の把握が目的のため、企画提案書に記載の補給電力の電気料金単価は用いないでください。</p> <p>③オフサイトPPA事業実施前後の電気料金比較          「①オフサイトPPA事業実施前の年間電気料金」 - 「②オフサイトPPA事業実施後の年間電気料金」にて算出してください。</p>
28	「試算にあたっては、提示したPPA単価に公募時点の再エネ賦課金を加算した単価を用いる」とありますが、ここで使用する「再エネ賦課金」の単価をご教示願います。	電気料金の試算にあたり、再エネ賦課金は令和7年5月適用の3.98円/kWh(税込)を固定単価として使用してください。その他試算方法についてはNo.27の通りです。
29	設備導入前後の電気料金比較で使用する「現時点の再エネ賦課金」の具体的な数値を教えてください。	電気料金の試算にあたり、再エネ賦課金は令和7年5月適用の3.98円/kWh(税込)を固定単価として使用してください。その他試算方法についてはNo.27の通りです。
30	将来の賦課金変動をどのように見込んで試算すればよいですか。指針の提示をお願いします。	電気料金の試算にあたり、再エネ賦課金は令和7年5月適用の3.98円/kWh(税込)を固定単価として使用してください。その他試算方法についてはNo.27の通りです。なお、企画提案書には単年度の料金試算のみ記載いただきますので、将来の再エネ賦課金の変動は見込まないでください。
31	補給電力契約における電気料金単価の算出条件は、オンサイトPPAが稼働したことを見越した電気使用量での試算になりますでしょうか。	補給電力契約における電気料金単価についてはご認識の通りです。なお、募集要項P.6(キ)設備導入前後の電気料金比較については、No.27の通り、稼働予定のオンサイトPPAによる発電量等は考慮しないでください。
32	評価基準において、「PPA料金単価について、その内訳・算出根拠が明確に示されているか」とありますが、示すべき項目・粒度についてご教示ください(託送費以外の内訳提示は不要でよろしかったでしょうか。)	当該評価項目は、現場の状況や託送費等の送電コストを十分に把握した上でPPA料金単価を設定しているかを本事業の資金計画等から評価するものです。PPA料金単価の内訳について、明確な項目・粒度はありませんが、可能な限り事業費、工事負担金、資金計画の内訳についてもご提案ください。
33	電力会社への工事費負担金は各事業者が個々に想定し、PPA単価に反映する形でしょうか。	ご認識の通りです。工事費負担金は、その考え方及び金額を企画提案書に記載してください。
34	現状「工事費負担金」「地盤強度」等、金額・内容確定しておらず、PPA単価に大きく影響する項目について、各社統一した数値で試算できるよう目安数値を示していたかどうかは可能でしょうか。	ご要望について対応することはできません。募集要項及び仕様書(案)の内容や現場説明会・現地調査結果を踏まえて、提案時点の各社の想定や試算に基づきご提案ください。
35	上記目安数値を提示できない場合、想定数値を提案書に明記したうえで、事業者選定後に確定数値との差額をPPA単価にて調整することは可能でしょうか。	原則として、企画提案書に記載のPPA単価で事業を実施していただきますが、本市の都合等による予見不可能な条件変更等が生じた場合は、協議させていただきます。
36	目標容量1,000kW(DC)について、地盤条件等により達成困難な場合の評価への影響はありますか。	目標容量については評価項目「①設備導入の規模・電力消費量」にて評価することとしているため、対象施設の規模や現場調査等を踏まえた妥当かつ最大限の発電容量をご提案ください。
37	評価基準の「妥当かつ最大限の発電容量」について、具体的な評価方法を教えてください。	評価基準は、募集要項P.9のとおりですが、各事業者の提案内容も踏まえ、相対的な観点を含め総合的に評価します。目標容量については評価項目「①設備導入の規模・電力消費量」にて評価することとしているため、対象施設の規模や現場調査等を踏まえた妥当かつ最大限の発電容量をご提案ください。
38	「市内中小企業の活用」について、具体的な評価基準や比率はありますか。	評価基準は、募集要項P.9のとおりですが、各事業者の提案内容も踏まえ、相対的な観点を含め総合的に評価します。具体的な比率の定めはありませんが、可能な限り、施工及び維持管理等で、市内の中小企業等を活用してください。
39	実施事業者決定後、各種調査の結果を踏まえ辞退することは可能でしょうか。	原則として企画提案書の内容に沿って実施いただくこととなりますが、提案時には想定し得なかった事由の発生等、やむを得ない場合に限り、条件変更・辞退することは可能です。ただし、辞退の事由によっては、本市から賠償等を求める場合があります。

【設備の施工に関わるもの】

No.	質問	回答
40	提示資料には地盤調査結果、埋設物調査結果、現状の排水計画が含まれておらず、貴市からの提供が難しいとのことですが、採択された事業者が事業実施期間内に調査を行い、調査結果によっては提案内容の変更が生じる可能性があります。そのため、提案に前提条件を明示したうえで、想定を超える対応が必要となった場合には、PPA単価や追加費用について協議させていただくことは可能でしょうか。	提供した資料や現場説明会の内容等を基に、実現性の高い企画提案書を作成してください。その上で、予見不可能な設計変更が生じた場合は、協議となりますが、原則として、企画提案書に記載のPPA単価で事業を実施していただきます。
41	採択後、各種調査結果を踏まえPPA単価及び設計仕様の変更は可能でしょうか。	原則として、企画提案書に記載のPPA単価で事業を実施していただきますが、予見不可能な設計変更が生じた場合は、協議となります。
42	工事期間中に、敷地内で本事業と調整が必要な工事などを行う予定はありますか。	現時点で工事期間中に本事業と調整が必要な工事の予定はありません。突発的な修繕工事等を実施する場合は、協議となります。
43	令和9年2月26日までの設置完了について、工事可能期間に制約（積雪期間、鳥獣繁殖期等）はありますか。	積雪による工事の制約について、本市からの指定はありません。鳥獣繁殖期等に関する制約については、各種法令・条例に基づいて適切にご対応ください。
44	ポンプ施設への業者アクセス頻度と、工事期間中の調整方法を教えてください。	水処理施設の運転管理受託事業者が、週2回の巡視点検を行っています。工事期間中の調整については、事業候補者選定後に別途協議となります。
45	工事に伴う騒音・振動について、時間帯や期間の制約はありますか。	各種法令・条例に基づいて適切にご対応ください。
46	工事（通常作業）の禁止期間・曜日・時間帯の制約はありますか。	制約はありませんが、仕様書（案）に記載のとおり、対象施設の職員等が行う対象施設の管理及び点検等のための立入りに支障が生じないようにご協力をお願いします。
47	雨水対策について、排水設備、勾配、敷地面積等現況が不明なため調査後協議とさせていただいてもよろしいでしょうか。	雨水対策については、提供した資料および現地調査結果をもとに必要経費を試算の上、ご提案ください。事業実施予定者選定後、詳細について協議することは可能です。
48	南側用地の排水接続場所を共有下さい。	本事業における南側用地からの排水について、排水接続は求めておりませんが、仕様書（案）に記載の通り、西側通路に雨水が流れるような施工としてください。
49	雨水対策の設計基準（確率年、降雨強度等）を教えてください。	雨水対策の設計基準はありませんが、仕様書（案）6. ⑩に記載の通り、南側敷地への発電設備の設置に際しては、埋立地への雨水の影響を考慮し、必要な対策を施してください。事業実施予定者の選定後は、事業者において各種法令・条例に基づいて適切にご対応いただく必要があります。なお、現時点で想定される法令等の手続きについては、「杜の都の風土を守る土地利用調整条例に係る資料提供等依頼に関する回答書」をご確認ください。
50	太陽光発電設備の設置工事に際し、浸出水の水質に影響を及ぼす可能性のある工程や作業は避けたいと考えております。貴市として、影響を及ぼすと想定される行為について何かご認識されている事項があればご教示ください。	現時点で想定している「影響を及ぼすと想定される行為」はありませんが、施工方法が提示された時点で埋立処分場に影響があることが懸念される場合には、協議となります。
51	埋立処分場の詳細な地質データ（土質試験結果、N値、地下水位等）の提供をお願いします。	地質の詳細なデータはありません
52	地盤の許容支持力について、提示をお願いします。	許容支持力については、「最終処分場跡地地形質変更に係る施行ガイドライン」に基づき、増加荷重を20kN/m <sup>2</sup> 以下としてください。
53	基礎工事における掘削可能深度の制限はありますか。	南側敷地の掘削可能深度は1m以内としてください。北側敷地については掘削可能深度に制限はありません。
54	想定すべき設計荷重（積雪荷重、風圧荷重、地震荷重）の具体的な数値を教えてください。	設計荷重の具体的な数値について、本市からの指定はありません。仕様書（案）に記載の通り、風圧及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造としてください。
55	埋立地での杭基礎・直接基礎の選択について、市としての指針はありますか。	市の指針はありませんが、埋立廃棄物に支障が無い工法で施工してください。
56	事業者選定後、設備導入予定地のボーリング調査等の詳細調査実施について、市との事前協議は必要ですか。	ボーリング調査等の詳細調査の実施については、事前協議が必要です。
57	対象地周囲の樹木伐採の可否についてご教示ください。伐採可能な場合は範囲のご指定をお願い致します。伐採不可の場合は、仙台市様側で伐採されるという認識で宜しいでしょうか。	本市と協議の上、事業者において必要最低限の範囲の樹木の伐採を可能としており、本市から伐採可能範囲の指定、市による伐採はありません。また、各種法令・条例に基づいて適切にご対応ください。
58	自営線の敷設方法に指定はありますか。	自営線の敷設方法に指定はありませんが、詳細については事前協議が必要です。
59	既存の電気設備（高圧線、制御盤等）の詳細位置図の提供をお願いします。	既存の電気設備の詳細位置図の電子データを提供いたします。
60	工事期間中、敷地内に工事事務所の設置、トイレ・水道・電気の使用は可能でしょうか。	工事事務所は設置可ですが、場所などは協議となります。トイレ・水道・電気については、施設内のものを使用可能です。なお、水道は井水であるため、飲用はできません。電気については、電気工事が発生する場合は協議となります。
61	反射光・騒音等の影響について、具体的な基準値や測定方法はありますか。	反射光・騒音等の具体的な基準値や測定方法については、事業者において各種法令・条例に基づいて適切にご対応いただく必要があります。なお、現時点で想定される法令等の手続きについては、「杜の都の風土を守る土地利用調整条例に係る資料提供等依頼に関する回答書」をご確認ください。
62	施工中の粉塵・振動対策について、特別な配慮事項はありますか。	本事業の実施において、現時点で特別な配慮事項はございませんが、施工中の粉塵・振動対策については、事業者において各種法令・条例に基づいて適切にご対応いただく必要があります。なお、現時点で想定される法令等の手続きについては、「杜の都の風土を守る土地利用調整条例に係る資料提供等依頼に関する回答書」をご確認ください。
63	撤去時の地盤復旧について、要求される復旧レベルを教えてください。	原則として、原状復旧となりますが、具体的な施工内容についてはその時点での協議となります。
64	北側敷地のボーリング、サウンディングデータを共有下さい。	北側敷地のボーリング、サウンディングデータはありません。
65	北側用地の雨水対策について、ご指定があればご指示下さい。	雨水が側溝に流れるよう勾配をつけていますので、現状と同程度の勾配を確保して下さい。
66	北側敷地の鉄くず置き場のコンクリート堀撤去時期は、事業者の工程と調整可能ですか。	鉄くず置き場のコンクリート堀の撤去が必要な場合は事業者の負担で対応してください。撤去時期については、本市から指定はありませんが、予め協議をお願いします。なお、鉄くず置き場内の残置物は本市にて撤去いたします。
67	除雪車倉庫への通路幅4,200mm確保について、高さ制限はありますか。	高さ制限については、将来的に、ポンプ施設協の受変電設備更新の際にクレーン等の重機が通行する可能性がありますので、事業実施予定者選定後に協議させていただきます。

No.	質問	回答
68	南側敷地内にガス抜き管などがあることが想定されますが、勾配を設けるうえで盛土を行う場合、ガス抜き管の延長は貴市で対応いただけることでよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
69	「ガス抜き管等の設備機能を維持し～」とありますが、ガス抜き管以外の設備は何がございますか。併せて、維持すべき機能の基準があればご教示ください。	ガス抜き管以外の設備はありませんので、ガス抜き管の機能を維持してください。
70	仕様書6⑤のガス抜き管の正確な位置・本数・仕様（径、深度等）の図面は提供をお願いします。	正確な位置についての図面はありませんが、南側敷地の過去の写真と標準断面図からの推定情報を電子データで提供いたします。 材質・径については、Φ200のヒューム管で、深度に関する詳細な情報はありません。
71	ガス抜き管からの最小離隔距離の規定はありますか。あれば、指示をお願いします。	離隔距離の規定はありませんが、ガス抜き管のメンテナンススペースを確保する必要があるため、事業実施予定者の選定後、詳細について協議させていただきます。
72	ガス抜き管の将来的な撤去予定はありますか。	現時点でガス抜き管の撤去予定はありません。
73	ガス抜き管から発生するガスの種類（メタン、硫化水素等）と濃度について教えてください。	ガス抜き管から発生するガスの測定を実施していないため、種類と濃度は不明です。
74	南側敷地の奥にアクセスするための通路は残すこと、と説明を受けましたが、必要な通路幅等に指定はあるかご教示ください。	南側敷地の南西側の通路については、2,500mm以上の幅を確保してください。
75	南側敷地の奥にアクセスする通路の周りの樹木等に関しては、貴市にて管理いただけることでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
76	南側敷地への車両進入路の幅員・耐荷重は重機搬入に対応しているでしょうか。耐荷重の提示をお願いします。	南側敷地については、過去に埋立てを行っていた場所であるため、重機の荷重には対応していると認識しておりますが、当該敷地に係る耐荷重のデータはありません。
77	西側通路への勾配設置について、最小勾配や排水施設の仕様指定はありますか。満たすべき基準の提示をお願いします。	最小勾配や排水施設の仕様指定はありませんが、仕様書（案）6. ⑩に記載の通り、埋立地への雨水の影響を考慮し、必要な対策を施してください。
78	南側敷地の埋立完了からの経過年数と、現在の沈下状況（沈下量、沈下速度）の資料の提示をお願いします。	南側敷地に限定した埋立完了の記録は残っておりませんが、埋立処分場全体としては平成11年度まで埋立を行っていました。 沈下状況についてのデータはありません。

【設備の維持管理・運用に関わるもの】

No.	質問	回答
79	貴市から譲渡の希望があった場合に無償譲渡ではなくその残存価値に応じた金額設定での譲渡で対応することは可能でしょうか。	仕様書（案）に記載のとおり「無償譲渡」としており、現時点では、有償での買取は想定しておりません。
80	20年後の設備撤去について、市への無償譲渡の判断基準を教えてください。	仕様書（案）に記載の通り、原則、運用期間終了後、発電設備は撤去する想定です。現時点で、無償譲渡の判断基準はありませんが、運用期間終了を迎える頃に発電実績等を勘案し、本市が判断することを想定しております。
81	現地の積雪量の目安と、貴市で除雪を行う範囲についてご教えてください。	積雪量については、過去の気象状況等を事業者にてご確認ください。電子データで提供するルート上で、週2回の巡視点検時に車両移動等に支障となる範囲の除雪を適宜行っています。なお、過去5年間のうち、最大で年間20回程度の除雪を実施しています。
82	当地域の年間積雪量と除雪の実施基準を教えてください。	積雪量は記録していません。電子データで提供するルート上で、週2回の巡視点検時に車両移動等に支障となる範囲の除雪を適宜行っています。なお、過去5年間のうち、最大で年間20回程度の除雪を実施しています。
83	埋立処分場内及び事業敷地までの通路の除雪に関して、計画・頻度・方法等をご指示下さい。	電子データで提供するルート上で、週2回の巡視点検時に車両移動等に支障となる範囲の除雪を適宜、市の除雪車により行っています。
84	事業敷地内の除草は任意でしょうか。必要な場合、時期及び回数をご指示下さい。	仕様書（案）記載の通り、除草も含め、本事業に支障のないよう、適切な方法・頻度で維持管理を実施してください。
85	草刈り等の維持管理範囲と頻度について具体的な基準はありますか。	除草の範囲・頻度等について具体的な基準はありませんが、仕様書（案）に記載の通り、本事業に支障のないよう、適切な方法・頻度で維持管理を実施してください。
86	「事業者は、導入予定地について、本事業に支障の無いよう、草刈等の維持管理を行うこと。」とありますが、導入予定地の周辺の除草や森林管理について、貴市にてご対応いただけることでよろしいでしょうか。また、周辺地の倒木等により設備が損壊した場合、修繕費用および発電損失について、貴市でご負担いただくことでよろしいでしょうか。	導入予定地の周辺の除草や森林管理について、本市が実施する予定はないため、太陽光発電に支障のないよう、除草等は事業者で対応をお願いします。また、倒木等による設備の損壊が発生した場合は、責任分担表に基づき協議となります。
87	敷地への立ち入り（鍵管理）について、緊急時対応も含めた運用方法を教えてください。	入口門扉の鍵を1年間貸し出し（毎年更新）しますので、年次点検計画等を事前に本市にお示しの上、敷地への立ち入りを自主的に行ってください。ただし、故障対応など緊急時は、立ち入りの都度本市に事前連絡をお願いします。また、本市に示した点検などの立入予定日については、本市内で関連する部署・受託業者と共有します。
88	構外については特にメンテナンス不要という認識でよろしいでしょうか。（水路清掃や調整池の浚渫が必要かなど）	ご認識の通りです。
89	設備設置工事期間中および20年間の運用期間中、対象施設の職員等の施設利用についてどのような影響を想定されておりますでしょうか。	平常時においては、排水処理施設の運転管理のため、週2回の巡視点検や故障発生時の対応などを行っているため、当該業務に支障がないようにしてください。
90	事業期間20年間で、太陽光発電設備を設置する場所に影響のある改修・工事等の計画はありますか。	現時点で事業期間中に本事業と調整が必要な工事は予定しておりません。突発的な修繕工事等を実施する場合は、協議させていただきます。
91	「事業者は、本市に対し、設置工事、運用等について必要な事項を説明するとともに、非常時の対応等を定めたマニュアルを作成すること。」とありますが、非常時には設備の電気主任技術者等が対応する必要があるため、貴市に依頼するのは施設への入場等に限定されると想定しています。マニュアルには何を記載することを想定しておりますでしょうか。	本事業により設置する設備に起因する事故への適切な対応や地震等の自然災害発生後の設備の迅速な復旧のため、事業者側における非常時の連絡体制や対応内容を定めたマニュアルを想定しています。
92	台風・地震等の災害時における市との連絡体制と対応負担を教えてください。	具体的な連絡体制や対応負担については事業実施予定者選定後の協議となりますが、故障、緊急時に迅速かつ適切に対応できるように本市の担当課を含めた対応体制図をご提案ください。
93	大規模地震、大型台風等の発生後、遠隔監視にて問題が確認されない場合かつ正常に発電が継続されている場合は、現地点検等は不要という認識でよろしいでしょうか。	質問内容に記載されている状況にあっても、災害等発生時には想定しえないことが起こる場合があります。例えば、本事業の周辺において土砂崩れや火災が発生しているなど、本事業への影響がある場合、現地点検等を求める場合があります。
94	年2回以上の点検について、具体的な点検項目と市への報告様式を教えてください。	点検項目については、仕様書（案）に記載の通り、故障・腐食・さびなどを確認するために必要な点検等を想定しています。また、太陽光発電システム保守点検ガイドライン等を参考に、本事業において適切な項目を検討してください。なお、現時点で報告様式を定める予定はありません。

【リスク分担に関わるもの】

No.	質問	回答
95	掘削時に廃棄物が露出した場合の処理方法と費用負担について、具体的な手順を教えてください。	掘削にあたっては廃棄物が露出しないよう、南側敷地の掘削深度は1m以内とさせていただきます。なお、廃棄物が露出した場合は各種法令等に基づき適切に対応する必要があります。本市との協議となります。
96	貴市から受領した図面に記載のない設備等が埋設されており、工事において破損、汚損した場合は、その修復費用やかかる稼働等については貴市のご負担で対応いただけることでよろしいでしょうか。	残置埋設物が発生した場合は、協議させていただきます。
97	貴市が実施する工事等、貴市の指示による対応については、事業者として協力いたしますが、当該費用については協議事項とせず、貴市のご負担とすることは可能でしょうか。	本市が実施する工事等により、本事業により設置した設備の移設等の対応が必要となる場合にあっても、当該費用については工事の内容を勘案し、協議させていただきます。
98	市の工事による設備移設が必要な場合の費用負担を教えてください。	本市が実施する工事等により、本事業により設置した設備の移設等の対応が必要となる場合には、当該費用について協議させていただきます。
99	20年間の事業期間について、自然災害等（不可避）による事業中断時の期間延長は可能ですか。	事業中断の事由や中断期間を勘案の上、協議となります。
100	地盤沈下による設備損害について、保険適用範囲と責任分担を教えてください。	地盤沈下による設備損害の保険適用範囲については、加入する保険会社や契約内容により異なるため、事業者において確認する必要があります。責任分担については、設備損害の原因等により協議となります。
101	自然災害による設備損害時の復旧費用負担について、具体的な分担基準を教えてください。	自然災害による復旧費用は事業者に負担いただくことを想定していますが、中断期間や復旧費用を勘案の上、事業実施期間の延長等について協議させていただきます。

【その他】

No.	質問	回答
102	対象地を公図に図示していただくことは可能でしょうか	公図とは、法務局において「地図に準ずる図面」として備え付けられている図面で、あくまで土地の大きな位置や形状を表すものであるため、本市が公図に図示することは困難です。
103	全部事項証明書で提示されている地番が、今回の対象地番の全てと解釈してよろしいでしょうか。	本事業で実施する設備導入予定地に係る全部事項証明書を提供しております。
104	現場説明会にて以前土砂崩れが起きたとお話がありましたが、その場所を公図もしくは航空写真上に図示していただけますでしょうか。	過去に土砂崩れが起きたおおよその場所が分かる電子データを提供いたします。
105	別紙1の設置可能エリアの詳細測量図（座標付き）の提供をお願いします。	詳細測量図はありません。
106	電力会社へ事前相談行った際の、連系柱番号を教えてください。	令和5年7月13日に本市が取得した系統連系に係る「事前相談に対する回答書」の電子データを提供いたします。
107	系統連系可能容量と連系点について具体的な情報を教えてください。	令和5年7月13日に本市が取得した系統連系に係る「事前相談に対する回答書」の電子データを提供いたします。
108	南蒲生浄化センターのオンサイトPPA設備との電力調整方法について詳細を教えてください。	南蒲生浄化センターのオンサイトPPA事業で設置した太陽光発電の電力については、南蒲生浄化センターですべて自家消費する想定であり、本事業と電力調整を行うことは想定していません。
109	「電力使用量は、計量法に基づき検定を受けた電力量計～」とありますが、一般送配電事業者が設置する電力量計により計測する電力量で請求することになると想定しているため、事業者側で計量法に基づき検定を受けた電力量計やスマートメーターなどを設置する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
110	必要な保険（火災、地震、賠償責任）の最低補償額に貴市の指定はありますか。	保険の最低補償額の指定はありませんが、募集要項や仕様書（案）を踏まえ、事業者において、加入する保険について事業内容や事業用地において発生する様々なリスク、事業者の方針等を勘案し、必要な補償額を検討してください。
111	廃棄物処理法上の届出・許可手続きは必要ですか。	事業実施予定者の選定後、事業者において各種法令・条例に基づいて適切にご対応いただく必要があります。なお、現時点で想定される法令等の手続きについては、「杜の都の風土を守る土地利用調整条例に係る資料提供等依頼に関する回答書」をご確認ください。
112	林地開発許可の要否について、判断基準を教えてください。	事業実施予定者の選定後、事業者において各種法令・条例に基づいて適切にご対応いただく必要があります。なお、現時点で想定される法令等の手続きについては、「杜の都の風土を守る土地利用調整条例に係る資料提供等依頼に関する回答書」をご確認ください。
113	環境影響評価の実施要否について判断基準を教えてください。	事業実施予定者の選定後、事業者において各種法令・条例に基づいて適切にご対応いただく必要があります。なお、現時点で想定される法令等の手続きについては、「杜の都の風土を守る土地利用調整条例に係る資料提供等依頼に関する回答書」をご確認ください。
114	撤去工事による浸出水水質への影響について、具体的な対策基準はありますか。	具体的な対策基準は定めておりません。撤去方法等については、その時点で別途協議となります。